

平成30年4月2日

傷害保険「さぬきのお守り」を取扱開始しました

～「香川県自転車の安全利用に関する条例」に対応した商品です～

トモニホールディングスグループの香川銀行（頭取 本田 典孝）は、平成30年4月2日（月）から損害保険ジャパン日本興亜株式会社の傷害保険「さぬきのお守り」を取扱開始しましたので、お知らせします。

本商品は、平成30年4月1日（日）に施行された「香川県自転車の安全利用に関する条例」を受け、自転車搭乗中の運転者のケガや、歩行者等にケガを負わせたり、他人の財物を壊してしまった場合の損害賠償責任を補償する保険商品として、取扱いするものです。当行で預金口座をお持ちの方であれば、当行ホームページからお申込みいただくことができます。

当行は、これからもお客さまのニーズに幅広くお応えできるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱い開始日

平成30年4月2日（月）

2. 商品内容について

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
商品名	さぬきのお守り
概要	<ul style="list-style-type: none">・当行で預金口座をお持ちの方であれば、下記の当行ホームページからお申込みいただけます。営業店窓口（紙媒体）ではお申込みいただけません。 香川銀行ホームページ http://www.kagawabank.co.jp/・自転車搭乗中を主に補償する「自転車のお守り」と、ケガ全般を補償する「ケガのお守り」の2種類からお選びいただけます。・保険期間1年の自動更新です。保険料のお支払いはクレジットカードのみとなります。・90歳までご継続いただけます。

詳しくは当行ホームページまたは香川県内営業店設置の商品パンフレットをご覧ください。

以上